

第 4 回 まちづくり常任委員会会議録

令和 4 年 9 月 1 日 (木)

委 員 会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告 (10時40分)
- 2 調査事項
 - (1) 保健福祉課所管
 - ①新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について
 - (2) 産業振興課所管
 - ①新生児誕生記念木製品贈呈事業について
 - ②幌延町森林整備促進事業補助金について
 - (3) 教育委員会所管
 - ①令和3年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について
 - (4) 企画政策課所管
 - ①幌延深地層研究計画について
 - ②原油価格・物価高騰緊急支援事業について
 - ③企業立地促進奨励金制度の新設について
- 3 その他
- 4 閉会宣告 (15時13分)

○出席委員 (7名)

委員 長	3 番	斎 賀 弘 孝
副委員 長	2 番	佐 藤 忠 志
委 員	1 番	高 橋 秀 明
委 員	4 番	植 村 敦
委 員	5 番	無量谷 隆
委 員	7 番	西 澤 裕 之
委 員	8 番	高 橋 秀 之

○出席説明員

町 長	野々村 仁
副 町 長	岩 川 実 樹
総務財政課長	早 坂 敦
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
産業振興課長	山 本 基 継
教育次長	伊 藤 一 男

企画政策グループ主幹 伊 山 英 貴

保健推進係長	長 山 美 保
企画調整係長	梶 淳
事務局 長	岡 田 英 樹
主 任	横 山 薫

議会事務局出席者

齋賀委員長

皆様おそろいのようなので、第4回のまちづくり常任委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、野々村町長より御挨拶をいただきます。

野々村町長

改めておはようございます。

第4回のまちづくり常任委員会にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

9月の定例会に向けての詳しい説明ともなりますので、それぞれ、皆様の忘たんのない御意見をいただければと思っております。結構、項目がございますので、それぞれ、午後に渡っても多分審議をいただくことになろうかと思っておりますが、今日一日よろしく願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

本日の委員は7名全員出席ということをご報告します。

本日の調査事項は保健福祉課所管、産業振興課所管、教育委員会所管、企画政策課所管になっておりますので式次第にのっとり、保健福祉課所管「新型コロナウイルス感染症の町内発生状況等について」を1番最初に行いたいと思っております。それでは説明をお願いします。

村上保健福祉課長

それでは、御説明させていただきたいと思っております。

議員皆様方御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症「第7波」の感染急拡大の抑制に向けて、北海道では8月10日から31日までの期間で、国が新設した「B A. 5対策強化宣言」を発出し、「夏の感染拡大防止パッケージ」として感染防止行動等の集中的な取組を呼びかけておりましたが、新規感染者数は減少傾向にあるものの、いまだ高水準で推移している状況にあることなどから、「医療逼迫と感染の拡大を防ぐ取組」を行うこととして、「B A. 5対策強化宣言」が今月末まで延長されました。

本町におきましても7月下旬から約5週間にわたり、ほぼ毎日のように新規感染者が確認された状況となりましたので、本日はこれまでの本町における新型コロナウイルス感染症の発生状況と、ワクチンの接種状況等について、お手元にお配りさせていただいております資料に基づき、その概要を説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページを御覧願います。

はじめに町内における感染者の発生状況についてですが、北海道における公表では、本町において昨年度からの累計で189名の感染者数となっており、そのうち今年度に入ってから170名、いわゆる第7波が始まって以降では7月17日から30日までの2週間で、こども園関係での感染拡大と考えられる47名を含む61名が、8月には、問寒別へき地保育所関係での感染拡大と考えられる24名と役場、国保診療所関係者を含む77名の感染者が確認されております。

資料に記載の累計期間は7月17日以降を7日間累計で記載しておりますが、感染者数が多い期間につきましては集団の場での感染が広がり、その後家庭内感染につながって一気に

拡大したものと分析しておりますが、感染者自身や御家族の方々が保健所の指導に基づき外出自粛や家庭内隔離など適切な対応をとっていただいたことで、感染経路が不明な町内での感染や重症化リスクのある高齢者への感染などは最小限にとどめられたものと考えております。

ここ1週間ほどは新規感染者が確認されていない状況ではありますが、町民の皆様には引き続き基本的な感染防止対策の徹底を心がけていただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

なお、町内での発生状況を告知端末でお知らせする際に人数を知らせるべきとの御意見をいただいておりますが、北海道において各市町村の発患者数の公表は7日間累計のみであり、日単位での発生数を町が正確に把握することは困難であるため人数をお知らせすることはできませんが、住民への注意喚起を強めることを目的として、現在は発生確認の規模として5名を基準に「数名」または「多数」といった表現を用いてお知らせすることとしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、ワクチン接種状況について2ページを御覧願います。

3回目までの接種状況につきましては、6月の常任委員会で報告をさせていただいておりますので割愛をさせていただきたいと思っておりますけれども、本日の資料に記載の人数及び接種率につきましては、8月29日現在のもので転出入や死亡などの住基移動を反映させたものとなっておりますので、6月報告数値から変更となっていることを御承知おき願います。

4回目追加接種につきましては8月5日から7日の3日間と27日、合わせて4日間で集団接種を行いまして、接種対象者となる3回目接種から5か月以上が経過した60歳以上と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、医療従事者や高齢者施設などの従事者など、接種希望者903名が接種を完了しております。接種対象年齢人口比で約43%、3回目接種完了者比で約55%の接種率となっております。

最後に、今後の接種計画についてですけれども、4回目追加接種につきましては、8月の接種日に3回目接種から5か月经過していない方などがいたことから10月の13日木曜日の午後に定員50名で実施を予定しておりますが、先日、オミクロン株対応ワクチンの接種開始時期を9月に前倒しすることで国が調整しているとの情報もありましたので、国からの正式な情報があり次第実施の可否を判断していきたいと考えております。

5歳から11歳の3回目接種につきましては、先日、ファイザー社製の5歳から11歳用の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種への使用が国において承認され、接種時期等の詳細も近日中には決定される見込みであるほか、小児の接種に努力義務規定を適用させることで準備が進められていることなどを踏まえ、9月29日木曜日と10月27日木曜日の2日間、両日午後に各定員50名で実施を予定しております。

オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、対象者は現時点では12歳以上で1・2回目接種を完了した全ての人が想定されております。

接種開始時期は、10月半ば以降の接種に向けた準備を進めるよう国から通知があったことから、10月中旬以降の実施予定とし、現時点での情報をもとに準備を進めているところではありますけれども、先ほども申し上げましたとおり国において開始時期を9月に前倒し

することで調整が進められているとのことですので、ワクチン供給スケジュールなどが決まり次第、国保診療所長などと協議をしながら、早い時期での接種機会を設けられるよう調整してまいりたいと考えております。接種間隔や接種券の発送時期などの詳細は現時点では未定となっております。

なお、接種経費につきましては、接種対象者数を最大の2,000人と想定し、8日間の集団接種日を設けることとして積算した結果、経過観察対象看護師への報酬15万4千円、接種会場で使用する消耗品や案内送付用封筒などの購入費として需用費28万2千円、案内郵送料等国保連への委託事務手数料で役務費43万6千円、接種経費、代替医師、看護師、感染症廃棄物処理に係る委託料で、1,021万3千円、総額では1,108万5千円の増額補正として、9月定例議会において予算案を提出予定でありますのでよろしくお願いいたします。

以上で新型コロナウイルス感染症の町内発生状況等についての概要説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの新型コロナウイルス感染症の町内発生状況等についての説明について何かお聞きしたいことがあれば、挙手をして指名を受けてから委員の皆さんは発言をしてください。

西澤委員

先ほど、冒頭、課長からですね、人数の公表についてはそういう話もあるけれども、こうこういう理由で人数を公表していないという話がありました。

ただ北海道うちの町との違いというか、うちは告知端末機があって、こういう状況で発生しましたというような放送があります。そこに、今現状、町が把握している人数という前提で公表することの何が問題なのかがちょっと分からない。

公表して発生しましたというだけではなかなかその注意喚起を、発生した人数を求めている人は何人出たから気をつけなきゃみたいな感じのことも考えるというお話だったので、関心のある人は、やっぱりそこで人数を公表することの何が問題なのかということをよく言っておられますので、関心ない人は告知端末機で発生しましたという情報すら別に要らないと思う人も中にはいるので、発生状況を公表する際、人数を公表しないという理由は先ほど課長が述べられた理由ではちょっと弱いというか、求めている人にとってはなかなか納得できる理由ではないなというふうに思いますけれども、人数を公表することが何か問題になりますか。

村上保健福祉課長

人数を公表することに対する問題というところでいくと、先ほど申し上げましたとおり正確な人数の把握というところが感染急拡大に伴いまして、稚内保健所等でも把握した部分を各市町村に対してお知らせするという流れが今現在もうないということで、町独自で関係者からの聞き取りによっての把握数でしかないということですので、1人発生しましたということで、町は把握していても実はその日に3人、4人いたんですという場合も今の状況ではあるということから、人数をお知らせしたときに実際の人数と違うということになる可能性

が大きいということから、人数をお知らせすることは難しい、困難ということで、町としては決定させていただいているということですので、御理解をいただきたいと思います。

西澤委員

今も制度上はうちの町がその人数を把握するとか云々ではないというのは分かっているので、保健所主導でやるので、保健所から幌延町で感染出ましたよと言ったときには、人数までは保健所からは出てこないということですか。感染者が何人います、感染者がいましたよだけなんですけど、その日、保健所から町に伝えられる感染状況というのはどういう状況で報告されるのですか。

村上保健福祉課長

保健所から担当課への連絡については感染者がいる、いないという連絡も、今の現状では確実に連絡が入る日と入らない日というところがあって、件数が多いときには夜中に連絡が入ったり翌日になったりという状況になっているので、本日発生しましたという、皆さんにお知らせすることが難しいということで。

西澤委員

告知端末機で流れている発生状況の報告というのは、そもそも正確ではないということではないですか。放送の発生しましたという話で、先ほど課長が言っていた少なければどうのこの、多ければ多数ですという話は、そもそも報告が正確じゃないということではないのですか。

村上保健福祉課長

町内の診療所を受診して陽性確定された方については、本人の同意のもとで診療所から保健福祉課に陽性確定の情報を伝えてもらっている。本人の同意をもってということですね。その状況を踏まえて多数なのか数名なのかというところの判断をして、注意喚起にはやっぱり人数が多いのか少ないかぐらいはお知らせしてほしいというような声もあったので、感覚的な数名、多数というところで極力お知らせするとしたときに、どこまでならできるといような協議をした中で、そういうような表現を用いてのお知らせということでスタートということなんです。

無量谷委員

コロナ感染者の人数を見ると非常に多い日というか、そういう時があるような感じで見るとですけども、これはクラスターというか、集団で感染したクラスター発生という感じになるのか、それとも、これ日にち、これ1週間にわたってズラズラとこうなって、人数が増えたのか確認したいのと、やっぱりクラスターとなればその場所は、ある程度皆さん気をつけなければならないという、もう重点施設という感じになるのだけど。だから、クラスター関係については、ある程度場所まで端末に載せてくれれば一番分かりやすいのかなという感じがするんですけども、多数だけじゃなくて。

役場と地圏関係は、地圏で何名になりました、役場で何名になりましたとは言っているんですけど、これ見たら、保育所関係なんか、これクラスターでないのかなという感じがするんですけども、その辺、課長何かどうですか。

村上保健福祉課長

まずクラスターという表現については、確かに5名以上についてはクラスターということで以前コロナウイルス感染が広まってきた当初については、事業所ですとか集団の場というところでは、全て5名以上の感染があった場合にはクラスター認定を北海道がしていたときがありましたが、今現在については医療機関、若しくは高齢者等の施設の部分で、5名以上の集団感染があったときには北海道がクラスター認定をすると、それ以外についての認定は北海道では今現在していないという状況で、以前の基準からいくと、今回のこども園ないし問寒別へき地保育所の感染についてはクラスターと過去言われていた人数を超えてはおりますけれども、クラスターというような認定はどこもしていないという状況であることをまずは御承知おきいただければと思います。

こども園、問寒別へき地保育所につきましては、まず集団感染であるのは間違いがないということで、担当課としましてもクラス閉鎖ですとか、他クラスとの接触を避けるとか、消毒作業ですとかというのは発生が確認された時点で行いまして、更に拡大しないような対応をして、町への広がりがない状況だということの中で、こども園は他者が利用する施設ではない、特定された方が利用する施設ということでもありますし、児童でもありますので個人特定されない形で誹謗中傷やいじめ等につながらないようにということも含めまして、今回については周知は利用している家庭のみという形で対応させていただいたところです。

無量谷委員

今の、4回目の接種が10月30日以降でやる予定という感じしているんですけど、国が9月中に新しいオミクロン株のワクチンということで、別なワクチンの接種をするというんですけど、今4回目、なんですかファイザーだったかな、これは接種した人は多いのかなという感じはしているんですけど、新しいワクチンがこの9月に入ってくれば10月に対応するのは新しいオミクロン株のワクチンでやるのか、その辺確認したいんですけど。

村上保健福祉課長

今現在4回目接種で使っているワクチンにつきましては、本町につきましてはモデルナ社製のワクチンを4回目接種として配分を受けて接種しております。

オミクロン株対応ワクチンにつきましては、今現在の開発についてはモデルナ社ないしはファイザー社製が、今オミクロン株対応ワクチンということで承認を受ける形で進んでいるかと思いますが、そのどちらが配分されるかというところはまだ決定しておりませんので、配分されたワクチンを使用して接種をしていくという流れになってきます。

ただ先ほども申し上げましたとおり、4回目の追加接種につきましては、当初オミクロン株の対応ワクチンのスタートというのが10月半ば以降ということでしたので、少しでも感染拡大を防ぐ、重症化リスクを抑えるためには、オミクロン株対応ワクチンの接種を待たずに4回目追加接種の時期が来ている方は4回目接種をしてくださいというような国の方針でもありましたので、10月13日にもう1回接種の予定としてスケジュールをとっているということですが、オミクロン株対応ワクチンの供給が早まって9月中ないしは10月初旬の方に配分がされる見込みが立てば、この4回目接種の10月13日は中止をしまして、オミクロン株対応ワクチンの接種に切替えていくということになりますが、13日この定員5

0人以上はオミクロン株対応ワクチンになると接種希望者が出てくるのかなと。

ただ、今の4回目接種だと60歳以下の方については基礎疾患等がないと接種対象にはなりません、オミクロン株対応ワクチンという形になると、60歳以下で基礎疾患ない方も対象になってくるということになるかと思しますので、接種対象者が増えてくるということにもなるかと思しますのでそこは木曜の午後ではなくて土曜日、日曜日等の休日で、多少定員が増やせる日程を国保診療所長のスケジュールも踏まえながら、今後決めていきたいというふうに思っております。

植村委員

我が町におけるこの保育園の新型コロナの発生が結構長引いたということは否めないのかなというふうに思っております。発生源が特定されているということでそんなに心配していませんということだったと思いますけども、なかなかそれが終息にならなかったと、次から次へと拡大していったという経緯でなかったのかなというふうに思います。

今のままでお話を聞いていると、この発生源以外に発症したという、その発症した発生源というのはつかんでないということで理解してよろしいでしょうか。これ以外に何件かあったと思うんですけど、それは所属つかんでないということで理解してよろしいですか。

村上保健福祉課長

北海道においても今現在は感染ルートを追うことはしていないということから、そのような情報は個人、町、独自としても調査はしておりません。これ以外の方々につきましても時期としては夏休み、お盆の帰省等で移動があった時期ということから、どこかに出かけたりしたときに感染して町へ戻ってきたというようなことが考えられるのかなというふうには思っておりますけれども、その感染者を介しての拡大ということにつきましては家庭内での感染が広まった確認はとっておりますが、それ以外の部分に関して感染が広まっていくというようなことでの確認は町としても担当課としてもしていないという状況です。

植村委員

分かりました。早く終息して安心して暮らせるような形になってほしいとは願うんですけども、ただ今回の件で町民からいろいろな話、意見をされました。というのは、どこで感染しているか分からない状況で非常に不安なんだという話です。そして検査したくても、都会だと仮設の検査場で検査してもらえると、大した自覚症状なくても検査してもらえるとというような話でしたけども、うちの町でそれをしようとしたら、薬の関係等々もあると思いますけども、医者判断です、しないという、院長判断で決めると、むやみやたらに検査はしないという方針でした。

ただ大きな町ですと抗原検査キット等々も手に入るということなんですけども、いかんせんうちの町というのはそういうものもなかなか手に入らないということで、非常に不安で、出て歩くのが不安でという話をよく耳に聞きましたので、抗原検査キット、これらについて町として、病院としてというか医療関係者というか、薬局等々で扱うという予定は今後ともないですか。

加えて言うと、今はもう国の方もそういう国民的な声もあってネットで販売しますよということになっていますけども、もうそれにすぎるといふことしかないのでしょうか。

岩川副町長

診療所の関係ですので私の方からお答えいたします。

検査につきましては一時期ですね、試薬の入荷が滞っていた時期がありましたので、検査ちょっと控えぎみな時期があったんですが、今は試薬の方も回復して入ってきておりますので、検査を控えるということは今しておりません。それと抗原検査キットにつきましては、やはり委員がおっしゃられるように、やはり必要だということで、診療所としても、現行予算の中で今250セット購入して備えております。更に申し上げますと、町の方では地域貢献として業者さんが200セットを寄附してくださいましたので、ある程度町として450セットぐらいは備えているという状況であります。

植村委員

分かりました。

ただ実は私も、まあ減多なことはないんだろうけど、結構出て歩く機会が多いもので、抗原検査キットぐらい常備しておきたいものだなということで求めようと思ったんですけども、なかなか近郊になくて、また特定の薬局で扱っていませんよということだったのでそこに行ってみるとやはり扱っている、ちょっと扱っていない店があったりなんかして、非常に困難を極めたんだけど、どうにか手に入りました。

ただ驚いたのは、簡単に行って何個くださいって、ぼんと買えるのかなと思ったら、まず取扱い説明から何から、詳しい家族個々の誰が使って歳は何ぼという詳しいその情報を聞き込みがあったりなんかして、いや本当これ簡単に求めるという代物にしちゃ大変だな、ネットで買うときはどんなことになるのだろうという心配もあります。ただこの検査キットに関しては国が指定する検査キットとそうでないキットがあるということなんでしょうか、何かそんな話も聞いたので、その辺どのような、うちの町が今総数で450セット常備できますということなんですけども、それは国の指定されているキットなのか、そして、もしそうであった場合に、その取扱いというのはどのような形で今後進められていくのか、その辺を聞きます。

村上保健福祉課長

抗原検査キットの種類関係ですけれども、俗に言う国が承認している医療用と承認を受けていない研究用というものがあまして、今備蓄しているものにつきましては全て研究用の抗原検査キットということになっております。

植村委員

町というと、それはどこで一括して扱う、保健センター、それとも診療所なのか、どこで扱うのですか。

村上保健福祉課長

今現在、診療所で準備したものについては診療所、あとそれ以外のものについては、総務財政課の方で一括管理をしている状況です。

植村委員

分かりました。

精度に差がありますよという売込みなんですけども、果たしてどうなのかはなかなか、ち

よっと素人には判断もつかないところですけども、何か不安で検査したいという人にとっては非常に朗報かなというふうに思います。

ただ今言われたような450セットを診療所と役場で管理してるという情報は町民にまだ全然知れ渡ってないというふうに思いますので、その告知をどういうふうにしていくのかお聞きします。

岩川副町長

診療所の検査についてはですね、主たる目的は院内感染防止のためということで、職員が、もしかしたらコロナの可能性があるとといったときに簡易的に検査をして、出勤前に検査するとかということに使いたいなということで購入いたしました。町民の広く検査用にとということで購入しているわけではないのです、実は。あくまでも院内感染防止ということで、職員が常時使えるようにという目的で、診療所としては購入したという形になっております。

植村委員

課長の説明とちょっと差があって、うちの町で何個あるんだというからそういう質問だということも、いわゆる診療所で保有しているのは一般町民向けじゃなくて院内の医療従事者の院内感染を防ぐための検査キットであって、一般町民には提供してないということですよ。

村上保健福祉課長

町が保有している部分につきましては、町民に向けて使用するという限定的なものには今現在していないというところです。なので保有はしていますが町民に向けて出せるものということでの決定は今のところしていません。

植村委員

ということは持っているというだけで、それは職員だとか町職員だとか医療従者、施設等々で何かあったときに使うので一般町民向けではないということで理解していいですか。どうですか、町長。

野々村町長

決してそういう限定付きではないんですけど、先ほど言った公認されている医療用でないために確率がものすごく低いと言われて、唾液を本当に簡単に、正式に検査するときには何ミリリットルっていう唾液を提出して、その中で増殖をさせてPCR検査をやるわけですけど、簡易的に唾液に、塗って、計器にスポンと挿してやるという検査で、もう本当に感染を発症している人にとっては出るけど、無症状の方っていうのが、ほぼ確率的に低いので、それが全町民に渡って安全ですか、かかっていませんとかという話にはなかなかできないので、そこはそういう口ぶりでお示しをするということではなくて、そういう集団で、どこかが我々の情報で入ったとすれば、それ以上かからないために濃厚接触者の人たちに使用してもらおうということでは配布はできますけど、ただ研究用が先ほど言われてるとおりネットで買えるような形になってきましたから、今後このまま病院が、先ほど言ったとおり、一時うちだけじゃなくてこの宗谷管内でも100名を超す、1日で100名近くになるぐらい感染が頻発したというそのときに、やはり全てが検査キット自体が、病院でやっている検査、試薬が手に入らなくて、我々、無料検査施設ではないために、二次送りで注文は受けている

んだけども地元に入ってこなかったということもあって、その時点ではお断りした例もあったかもしれないけど、今は順調に注文した分だけずつ入ってきているということですので、無症状の方でも、今診療所に行って検査を受けることができるという、そっちの体制で何とかしてもらえればという気がしています。

植村委員

分かりました。非常に一般の町民にすればそういった不安を抱えながら、職員若しくは医療従事者にはそうやってすぐここに住んでいても検査キットが手に入るのですねという話をされたので、それはそれなりの対応で備えてあるのでしょうかという話をしていたところですけども、どうも一般町民にすれば、ちょっと不公平でないのかという感情があったのかなというふうに思います。

今聞いていると、検査試薬も順調に入ってくるようになって希望すれば診療所で検査もできるということなので、その辺は少し落ちついて町民の人も対応をしてもらえるのかなというふうに思いますんで、いずれにしてもそういう状況だという、もう一般的に無症状の人は見てもらえませんかよってという話が全町に広がっていますんでね、そこら辺をきちっと納得できる形で広報でも何でもいいですから速やかに伝達して不安を少しでも抑えてやればいかなというふうに思いますので、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

岩川副町長

ちょっと訂正させていただきますけれども、診療所での検査については従来どおり症状のある方、発熱外来に来られた方について、そこで医師が検査の必要性を判断して検査するという従来どおりのやり方になります。無症状の人が来られても、多分医師がそこで検査が必要というふうに認めなければ、そこは検査しません。以前は試薬がなかなか入ってこなかったもので、症状があった人でもなかなか検査してもらいづらかったということなのですが、それが元に戻ったという状況になっておりますので、無症状の人が診療所に行っても検査してもらえるとということではありませんので申し上げます。

植村委員

何回も同じ話したくないけれども、そうであれば研究用じゃなくても医療機関が認めた抗原検査キット、これを町である程度の個数を確保してどうしても心配なんだという町民、若しくは常時人と接触する仕事に就いている人あたりは、やっぱり同じ環境だと思うんだよね。そういう人たちがもし望むのであれば、取扱いをきちっと説明して検査してもらおうと配布するというところに一步踏み込んでやっていくということも私は可能でないかなと思うんですけども、そんな気は今後ともないということですか。

野々村町長

心配事で無料検査が、こういう町村各2, 000人足らずのところであるわけではなく、稚内に行かないとそういう国の機関から支援を受けた検査ができないというところで不便性はあるというところです。

ただ先ほど委員も言われたとおり、この医療検査用キットであっても、なぜあそこまでしつこく誰々の誰べえで、どういうことで、どういうふうにして誰に使うのですかみたいな確認をするということと、使用方法についても全て増殖液に漬けながら垂れ流す、その試薬

の入れ方もきちんと説明をしてやりなさいということが薬局で言われているところであり
ます。

ただ、そう言っても薬局で無いよということなので、国がようやくネットでも広く買える
のでという部分があるけど、結局そのやり方が悪かったら正確につかめないということも
あるので、指導をしてから渡すことということが薬局に求められたということでもあります。

今後やっぱりそういう心配があるということで、それぞれに配布するということはできな
いかと私自身は思っていますので、必要なところがうちの薬局なのか、それともどこかでそ
ういう指導を受けながら買ってもらえる場所を作るのかということは、今後そういう指導が
できる所の人を、やっぱり薬事法をきちんと持っている方の所でないとできないと思うん
ですけども、そういう人たちが医療用キットで配布をする、ましてや自分の責任で自分でやる、
家畜もみんな同じですけど自分がやること自体には文句言わないですけど、我々が手渡した
もの自体がこれ大丈夫ですっていう、そういう承認にはならないので、そういうところはど
ういう形か、トナカイさんを使えるのかどうなのか分かりませんが、調べながら、そう
いう買える場所とかというところが作れるかどうかはちょっと調べて、医療用というのは真
面目にきちんと取扱いしていかないと成果が出ないというところがあって、やっぱり指導を
受けながらそれをやっていく、そういう場所っていうのをどこかでやっていただける所があ
るかどうかというのも我々としては考えて、役場が説明して入ってやれるようなことではな
かなかうまくいかないのかなという気はしています。

ただ、どうしても買える場所がないので、自己責任で金額分ずつ買えるような窓口が欲し
いということぐらいならできるかと思えますけども。

高橋秀明委員

質問申し上げます。

いろいろ報道を見ていますと、今日、明日ぐらいで全国知事会の発表もあって、あるいは
岸田総理も発表あると思うんですけども、2類から5類になるというような話もあり、5類
というのはインフルエンザと一緒にになると、その辺の判断が近々、国の方で出ると思うん
ですけども、それについてのお考えを。近々発表あるので前もってコメントをするというのも
大変かと思えますけども、全体の流れについてお聞きしたいことと、あと我々町民として、
この1ページ目にある感染者状況ですね、この程度、感染の程度、亡くなった方は恐らくい
ないと思うんですけども、町民が不安になるのはどのぐらいの期間、医療について、7日間
とか10日間とかいろんな枠もあると思うんですけども、そういう中でどの程度快方に向か
っていったかっていう点が、村上課長もしか分かれば、その辺をお伝えしていただきたいと
思います。以上です。

村上保健福祉課長

まず私の方から後半の感染者の状況についてお答えさせていただきますけれども、感染療
養期間中の状況確認につきましては保健所が行うこととなっておりますので、町としてどの
程度で回復してきたかというところについて全数把握できない状況になっておりますが、関
係者等々からの話を聞く限りでは、やはり3日4日、長い人では4日程度の発熱が続く、な
いしは、咳については1週間程度続く、咽頭痛については終了間際まで違和感が残るとか、

嗅覚障害、味覚障害が出ている方もいますし、頭痛が取れていない方も、後遺症として残っているというような方も今現在も話を聞いてはおりますけれども、感染時の状況としましては今年度に入ってから感染した方全ては自宅療養で医療機関での入院という方はいないということ、また症状としては今現在国が基準と決めています軽度、中等症、重症という部分におきましては、本町におきましては幸い全ての方が軽症ということで療養期間を終了しているという状況です。

野々村町長

薬事法で、我々が決めることでなくて国で決めることなので、2類から5類へという議論は大分前から進んでいるところですけども、私の考えとしては、先ほどからの話題がありました検査キットですらまだ充足されていない、どう判断していいかわからないというこの状況の中で、今度は5類、インフルエンザと同じような状態で、治療薬もまだ薬局に売っていない状態、大都会の一部で使われている部分あっても、この在まで買えるような状況でないこの今の時点で、そこに変わってインフルエンザと同じですよという形が本当に取れるのかというのは私としては疑問符を打つところであります。

やはり、きちんと治療薬が薬局に売っているようになってきてからが本来じゃないかなという、そんな気が私個人的にはしていますので、今後どのような推移でこれが変わっていくのか、議論されていくのかわかりませんが、国が決めた後になったらこれどおりに従うしかもうないわけですけども、私個人としてはやっぱり治療薬が、やっぱり飲み薬、治療薬として薬局に配置されて、住民の方々や国民の方々の手に入りやすい治療薬として実感できるのであれば、そういうところに行っても差し支えない形なのかなという気で私はおります。

齋賀委員長

ほかにありませんか。では、ないようですので、今後もまたコロナの状況については、よろしく願いいたします。

以上をもちまして保健福祉課所管「新型コロナウイルス感染症の町内発生状況等について」はこれで閉じたいと思います。

齋賀委員長

会議を行います。続きまして調査事項、産業振興課所管、初めに、①「新生児誕生記念木製品贈呈事業について」であります。説明を求めたいと思います。

山本産業振興課長

それでは、産業振興課所管、二つあるんですけどもまず一つ目新生児誕生記念木製品贈呈事業について御説明いたします。

この事業ですね、平成3年度から実施していた緑の環境づくり推進事業というのがあったんですけども、その事業の中で新生児が誕生した方にこいのぼりの竿とかアカエゾマツとか桜の木を最初は送っていたんですよ。

ただ送っていた中で、転勤するのにもらっても仕方ないという声があって、途中から植樹に変わったんですよ、植樹、木を植える。平成21年度からスポーツ公園の横の、ちょっと空いているスペースにアカエゾマツですとか、桜を植えていたんですけども、もう植える

スペースもないですし、今、木育という言葉もあって、ミズナラ材を活用しながらワインの樽とかを作っているの、その端材を使って何か新生児、生まれた方に何か贈ることができないかということで、本事業を今年度から実施しようと考えまして9月予算に計上したところです。

事業の目的につきましては、新生児が誕生した御家庭に祝意を表するとともに、本町の厳しい風土で育った木材を使用した木製品と触れ合う機会を通じて健やかな成長を祈念することを目的として実施しようと考えております。

贈呈の対象者は、贈呈年度の前年度に誕生した新生児の保護者の方と考えております。

贈呈する木製品については、町内産のナラ材を活用した積木を予定しております。大きさは、35cmかける30cm、5cmの木箱に収まる32ピースの積み木を考えております。今試作品として、これなんですけれども、これちょっとピース小さい43ピースだったかな、今こんな感じで、当初はこれをちょっとピースが子供の口の中に入る大きさだとよろしくない、ちょっとピースを大きくしまして、32ピースの積木を贈呈しよう今ちょっと考えていて、ちょっと試作品が間に合わなかったんですけれども、そんな感じで、今横と積木がなら材、天板がベニアになっていたかな、今試作品、今そのピースよりもちょっと大きめになります。

箱枠は町内産ナラ材を利用して、天板や底板は道産のシナ材ということで北海道産にこだわった木材で作ろうと考えております。

贈呈品はですね、本町産のみつろうでコーティングして、木箱部分にこの事業名と贈呈年度を、当初は焼印で考えたんですけど、ちょっと今、レーザーでもできるよという話がありまして、その辺は検討進めているところなんですけれども、レーザーでできるなら誕生した子供の名前ですとか、生年月日を入れられるようになるから、その方がいいのかなと今ちょっと検討は進めているところです。

作っていただける方は、本町在住の木製品の作成を受注している方、問寒別の遠藤さんです。

作成の方法については、積木部分使用する町内産のナラ材とか、天板に利用する北海道産のシナ材については町で用意して、原材料として作成者の方にお渡しして、作成者の方は支給された木材を利用して町が定めた期日まで納入していただく、作成して納入していただくというような方法を取ろうと考えております。

贈呈の方法なんですけれども、これも今検討中なんですけれども、贈呈式を行うか送付による贈呈、あるいは訪問による贈呈がいいのかなとは考えております。

予算措置等なんですけれども、本年度は、令和3年度に本町の新たな町民となった新生児で、誕生後も令和4年度において引き続き本町に在住する24名の方を対象に、積み木作成に必要な経費42万2千円を、今回の9月補正予算で要求しております。

具体的には作成者に支払う報酬が36万円、24名、1個、1万5千円程度で作成していただくような格好で計算しまして、あと天板やみつろうなどに、購入者に対する材料費として6万2千円を計上しております。以上が説明になります。

齋賀委員長

ただいまの新生児誕生記念の件について委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてから発言してください。

西澤委員

2点ほど、道産のシナ材を利用した合板とすると、上と下をとということなのですが私、木の性質が分からないのであれなんですけれども、全て幌延町産の木でできなかったのかというのが1点。できないからこうなっているのでしょうか、そこが1点と、今お話あったその贈呈式をすとか何とかというよりも、やっぱり余りしてあげている感みたいなものを出し過ぎるのも、ちょっと思着せと言ったら変ですけど、何かそこまでしなくてもさりげなくあげた方がスマートかなと思うので、余り何か大々的にというのはしない方がいいかなという意見が1点です。以上です。

山本産業振興課長

天板、側板につきましては、今作成者の方の用いる技術ではここまで薄くできないんです。それで取りあえず合板ということで北海道産のシナ材を活用して作るような格好で今検討して

います。これからちょっと考えながらやっていきたいとは思っております。

あと贈呈の方法につきましては、他町の例を参考しながらやろうと思うんですけども、余り重々しくなくやった方がいいのかなと思います。他町では出生届け持ってきたときにあげるとか、健診のときにあげるところもあるという話なので、ちょっとその辺考えます。

西澤委員

本当にそれが完成品ではないと思うんですけども、例えばその、先ほどレーザーでやるって言ったときに、横にレーザーで入れるよりも、天板の方が同じ何材でしたっけ、ナラ材で少し厚みを持たせたこの天板だと、そこにレーザーできるのかなと思って。合板だと多分薄過ぎてレーザーできないのかなと思うので、レーザーで入れるのは横よりも上に、おめでとうとか名前とか、その体重とかなんとかあった方が何かいいのかなとか、どうなのですか。

山本産業振興課長

レーザーの機械を持っている方とちょっと話はしてきたんですよ。ただ薄さはこの薄さならできるよという話なんですよ。絵も文字もできますという話はしていました。

ですから僕らの固い頭よりもやわらかい頭の方々ですので、いろんなデザインで最低限これを入れてほしいのも言ってありますよね。で、絵入れるなら入れてもらって、どんなデザインで幾らでできるのかというのを今ちょっと出してもらおうような形で今進めています。以上です。

無量谷委員

子供用なので、先ほど言われたように、なめるというかそういうのもあるので、できれば完全にコーティングというか、ここに書いてあるんだけど、そういうものを使わないような木そのものだけで削って磨いた感じの方がいいんじゃないのかなという感じはしたんですけど、そうすれば使えば使うほど色合いが出てくるという感じなので。コーティングをして色を塗ってしまうと、また薬害の絡みもあるので、できれば自然の木の方がいいのかなという感じはするんです。

そして今レーザーの話が出たけど、レーザーは、今この近くでは音威子府の学校にあると聞いています。そういう中で、一般の人も使えるか使えないかちょっと分からないですけど、それこそ絵から何から全てができるよという感じなので、それは町から薦めてほしいなと思います。

野々村町長

コーティングに関してはそういう観点からいってもみつろう、貞さんの所でハチミツを造ったその蠟で、口に入れても大丈夫なためと、それからナラ材ですから皮を切ってくると、ちくちく、ちくちくと、ぼろぼろと出てくるという、その風化もきちんと抑えられるという、そのためにみつろうを、地元産のみつろうも使ってやるということです。食えない方でなくてはちみつの。

山本産業振興課長

レーザーの機械ですね、幌延に会社がある方、会社で何か補助金で入れたって話そこを今利用しようと、地元を使うと考えています。

今ですね、焼印の予算は9月の補正予算に計上させてもらっているのです。ただその焼印を買って使うよりも、焼印だと、事業名と何年度ぐらいしか入れられないですよ、ですからレーザーで柔軟に絵も描ける、名前も書けるっていうのであれば、その予算使ってレーザーでやった方が記念になるのかなと今ちょっと考えています。ちょっと後はお金次第ですけど。

無量谷委員

焼印かレーザーかということなのですが、やっぱり焼印は一つ型作るのに、1万何ぼかかるんだよね。それすると、その一種類しかできないという感じなのだけど、レーザーはいろんな、それこそ漫画から何からいろんなことで使えるよということで、少々高くてもそっちの方がいろんな数がそろそろよ、そして一つ一つ違う形でできるというのが特徴でないかなという感じです。その辺、レーザーの方がいいんじゃないのかなと僕なりに思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

またいろいろ相談して、いい方向で作ってみてください。もう1点やってもよろしいですか。

もう1点、産業振興課「幌延町森林整備促進事業について」の説明を求めます。

山本産業振興課長

「幌延町森林整備促進事業」ということで、本事業について概要を御説明いたします。

事業実施の経緯といたしましては、平成31年度から交付されている森林環境譲与税が令和4年度末をもって基金の調整額が3,600万円を超える額になるんですよ。そのことから本町の林業振興を図るために本基金を活用した私有林の整備に対する補助制度を今回創設したところです。

事業の目的につきましては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、町内私有林の整備に対し森林環境譲与税を活用した補助事業を実施し、本町林業の振興に寄与するこ

とを目的として行いたいと考えております。

補助対象者につきましては、幌延町の森林計画の対象となる森林を有する森林所有者や森林組合等としております。

補助対象事業につきましては10個ありまして、人工造林、樹下植栽、下刈り、除伐、保育間伐、間伐、枝打ち、更新伐、鳥獣害防止施設等の整備、あと森林作業道の整備に充てたいと考えております。

補助金の交付額につきましては、北海道が定める造林事業標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費を算出し、その経費に補助率として68%を乗じた額を補助額としたいと考えております。

予算措置等につきましては、森林環境譲与税の活用目的に本事業を実施するもので、令和4年度はですね、当初予算で、私有林10haの間伐に補助しようと考えておりましたけれども、補助事業を創設するに当たって事業内容を精査した結果ですね、当初予定していた間伐から保育間伐や枝打ちを実施したいという私有林所有者がおりまして、その方に対する補助を行うこととし、今回当初予算で見ていた間伐の事業費との差額ですね、389万4千円について9月補正で計上して要求しております。

補助事業の考え方なのですが、本事業についてはですね、本町の私有林整備において周辺整備したいよって希望はするんですけど、国の予算配分とかによって整備できない場合も多々あるんですよ。その方々に対して森林環境譲与税として本事業で補助することによって、補助率等も同様な考え方でやっというと考えております。

事業の効果なのですが、本事業を実施することによって私有林整備が促進され、ゆくゆくは森林環境譲与税で、額も人工林率の関係で増加させていくので、譲与税の額も増額することが考えられます。

またですね、保育間伐や枝打ちなどを秋から春にかけて実施することによって、かねてから町内の林業の方、森林事業者から通年雇用するためには冬場の仕事がないとちょっと厳しいなって話もいただいておりましたので、それに充てることができるのかな、林業に対する通年雇用が促進することができるのかなということを今考えております。以上です。

齋賀委員長

ありがとうございました。

森林整備促進事業について、委員皆さんから御意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言してください。

無量谷委員

大変いいことじゃないかなって感じがするんですけども、林業関係の形で、林業にも環境税使えるって感じなんですけども、これ、夏場特に管理が必要じゃないかなという感じがします。そしてまた冬、除伐なり何なりすると言っても道のない所を走らなきゃならないという形なので、林道なり何なり作業道あるところは除雪費も対象にすべきではないのかなと若干思うんですけども、その度合いがちょっとね、距離数が長くなったり、今、出口でやっているかもしれないけど道路から離れた所については、なかなか行けなくて仕事ができないよと、やりたくてもできないというような状況があるんですよ。ですから金額的にどう試算

するか分からないですけど、やはり除雪の方にも援助できるような形にしてほしいなと思います。

それと私有林の10haという間伐の補助金に対するというのだけど、なかなか10ha、1人では難しいのではないかなと思うんですよ。やっぱり今は山見たら、今までは大体5ha以上が大体1団地として個人が所有しているというような状況なので、5haということは同じところに私有地が固まってないのと今度は時期がずれて植栽したり何だかんだしている場合が多いんでね、これ5haに変更できないかなって感じはするんですけども、その対象面積が10haというのはちょっと大き過ぎて、これ絵に書いた餅になるのかなって感じがするんですけど。

山本産業振興課長

除雪費については、かねがね森林組合の方からも言われておりました。ですから設計の段階で北海道にならって設計をしようと思っておりますので、設計の段階で除雪費も含めた形で経費を見ることができるといのはちょっと検討したいと思います。

あと間伐の10haというのは、今説明したのは予算取りの段階でちょっと間伐10ha程度の予算を上げたというだけで、補助金の対象となる間伐の面積が10ha以上ということではありませんので、その辺をお間違えのないようお願いいたします。予算取っただけですので10ha分。

それなりの精査していた段階で、今回は除伐と保育間伐の方が先にやった方がいいなというところがありましたので、そちらに振り向けるために不足する補助金額について9月補正予算で計上したい、要求したいという考えです。以上です。

(無量谷委員：分かりました。)

斎賀委員長

ほかに意見ありませんか。

植村委員

今も無量谷委員の方から出たんですけども、この林道の維持管理に関する事でこの項目見ていると、林業作業道何とか指針、これというのは、これがないと適用にならないということなのですか。

山本産業振興課長

北海道で林道作業道を開設するに当たって林業作業道作設指針っていうのを作成しているんですよ。それに適合した林道を開設、改良するとき、その作成指針に合ったものであれば補助対象にしますよということです。ですから普通の作業道を開設するというのは、これに合致していると思いますので、作業道林道を造りたいということであれば一度相談に来ていただいて、先ほど林道一本造ればその周りの山も施業をすることができますから、1本造ったら事業量はかなりのものとなりますので、1番望ましいのは一本の作業道林道を造って周りの林業、山持っている方も一緒に施業できるというのが経費節減になりますからとは考えております。

植村委員

林道作業道、これ、私有地でも、付いてあるんですけども、いかんせん、その維持管理が

結構大変なんですよね。というのは、ここに書いてある雑木もそうなんですけども、笹等が覆いかぶさるといふのを毎年じゃないですけども2年に一遍また3年に一遍、辺りの草を、笹を刈ってやらなきゃならないというような作業が発生するので、それらもこの事業の対象になるということで認識していいのでしょうか。

山本産業振興課

林道の維持管理につきましては、維持、開設ですとか、改良には当たらないだろうと思いますね。

開設して、その作業道を使って木材を搬出する、林業を行うということの意味でございます。

(植村委員：林道の維持にはあたらないの)

維持管理というのはどの補助金見てもないんですよ。例えば農道も同じですよ。農道の耕作道につきましても維持管理経費というのは自前になりますし、維持管理の補助金というのは今のところないですね。

植村委員

古川の土管が潰れたとか何とかというときの改修とかってということも発生するんですよ。そういうのもやっぱり、それは別かい。

山本産業振興課長

それにつきましては、改良、改修に当たるとは思いますので、ケースバイケースだと思うんですけども、改良、改修につきましてもこの北海道で作った指針の中で災害に該当すれば改良、改修の補助対象になるよってことは書いてありますので、その辺、災害に当たるかどうか、そういう補助金ですからね。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、これで「幌延町森林整備促進事業補助金について」は閉じます。以上をもちまして、産業振興課所管の調査事項を全て終わりたいと思います。

御苦労さんでした、ありがとうございます。

それではここで、会議を休憩したいと思います。

(12時01分 休 憩)

(13時08分 開 会)

それでは皆さんおそろいのようなので、会議を再開したいと思います。

続きまして調査事項3番、教育委員会所管「令和3年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について」であります。説明を求めたいと思います。

伊藤次長お願いします。

伊藤教育次長

お疲れさまです。

それでは、令和3年度教育事務の管理及び執行の状況に係る点検評価について御説明させていただきます。

本案件につきましては平成20年度分から実施しているもので、今回で14回目となります。

それでは、令和3年度幌延町教育委員会点検評価報告書を御覧ください。

令和3年度の評価に当たりましては前年度と同様の方法で行っております。

全体を23ページでまとめておりまして、19ページからが外部評価委員の意見を載せております。

表紙の次が目次となります。

1ページから2ページにかけて、はじめに、ということで点検評価の趣旨等を記載しております。

2ページの4、学識経験者の知見の活用では、昨年同様、前教育委員の富士元寿彦氏と、北海道大学研究林、林長、高木健太郎氏のお二方から御意見、御助言をいただいているところです。

3ページを御覧ください。教育委員会の活動状況ですが、1では教育委員名簿ということで氏名と任期を載せています。2では教育委員会議等の開催状況ということで9回の教育委員会議の開催状況や町議会への出席状況、学校行事等への訪問状況を載せております。3では教育委員会議議案、報告、審議内容について4ページにかけて載せております。5ページには4として教育委員の主な活動状況を、6ページから7ページにかけて5として教育委員会関連委員会の活動状況を載せております。8ページには6として教育委員会が交付した補助金の一覧を掲載しております。

次からは用紙が横版になり、第2、令和3年度教育委員会点検・評価書としまして、初めに学校教育から9ページに各学校の概要を学校別に載せております。

学校概要の右の表は、昨年5月1日現在の児童生徒、教員の在籍状況です。また下段には、今後の年度別就学予定数を載せておりますが、住民基本台帳上による単純算出であり、転出入等については考慮しておりませんので、あくまでも参考資料ということで抑えていただければと思います。

10ページからは教育行政執行方針に基づく要点、個別事業、事業内容、点検評価と課題、方向性の区分で、学校教育、社会教育合わせて14項目45事業について点検評価し、成果と課題を載せておりますので、その主なものについて申し上げます。

10ページから14ページまでが学校教育に関する記述となっております。

10ページには確かな学力、学力の向上と豊かな心の育成の各事業について記述しております。

11ページには健やかな体の育成の各事業について記述しております。

12ページには特色ある教育の推進の各事業について記述しております。

13ページには地域と支え合う学校づくりと教職員の資質指導力の向上の各事業について記述しております。

14ページには心の教育相談体制の推進、それから特別支援教育体制の充実、安全安心な教育環境の推進と就学支援の各事業について記述しております。

15ページから18ページは社会教育の取組となります。

第7次社会教育中期計画のスローガンである「ともに学び、ともに育み、共に創る郷土に根ざすひとづくり」を進めるため5項目の基本施策を設定し、その方向性を定め各事業を推進しております。令和3年度は第7次社会教育中期計画の2年目となっております。

まず15ページでは各社会教育施設の利用状況について前年度との比較を載せております。

コロナ禍の中、町民の心身の健康の保持のため、町内の感染状況を見極めながら、道のガイドラインに沿って町民限定で開館するなど工夫した結果、利用人数がほとんどの施設で増に転じました。

16ページからは五つの基本施策中12項目について絞り評価しております。

16ページには幌延を知るための学びの場づくりの各事業について記述しております。

それから17ページには地域の営みに参画できる仕組みづくりと、子供たちの自立を促す環境づくりの各事業について記述しております。

そして18ページには次代に向けて挑戦し続ける風土づくりと学習活動の拠点づくりの各事業について記述しております。

19ページからは第3、点検評価に関する外部評価となります。

8日と22日の2回外部評価会議を開催し、富士元委員、高木委員のお二方から御意見をいただき掲載しております。

お二方の意見ですが、富士元委員からは21ページの第3点目、総合的な点検評価について、コロナ禍により中止になった事業もあったが、その中で多くの事業が実践され事業内容が拡大されているものも多くあり高く評価するという。それから教育委員会による点検評価報告書は、事業の執行方針内容と点検評価と課題についての内容がそれぞれわかりやすく簡潔にまとまっているということ。方向性もほとんどが継続で、各種事業が目標に向けて一層近づくことを期待している反面、マンネリ化する恐れもあるが進展することを願っているということ。それからコロナ禍の中、感染予防対策等の対応に大変な状況だったが、実践された皆様に労いを表したいなどの御意見を頂戴いたしました。

続きまして高木委員からは1番最後の23ページ、3、3点目の総合的な点検評価について、点検評価報告書は執行方針要点ごとに事業の内容と点検評価及び今後の課題がわかりやすく整理されており、今後も適切な情報公開を期待するという。それから教員の加配や支援員の配置、外部講師委託は継続充実することを希望するという。それから教育委員会は多岐にわたって魅力的なプログラムを企画運営されているということ。それからコロナ禍における学校の対応に加え地域交流プログラムの開催には苦勞が多いと思うが、感染状況を踏まえて徐々にウィズコロナの活動を推進されていることに敬服するなどの御意見を頂戴しました。頂戴した御意見、御助言は今後の施策に生かしてまいりたいと存じます。また事業の方向性につきましては全て継続としておりますが、個々の具体的な内容は適宜見直しをしながら進めてまいりたいと考えております。

以上、令和3年度の教育事務の管理及び執行の状況に係る点検評価報告書の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。ただいまの教育委員会点検評価報告書の説明について何か意見、お聞きしたいことがあれば、指名を受けてから発言してください。

無量谷委員

この学校教育の中で何年か前に太陽光発電ということで各学校に設置されたと思うのですが、それなどについて何も勉強会あるいはそういう評価は項目が一行もないということなのですが、基本的にあれば学校教育の中で取り入れていったはずなのですが、その辺の状況というのは、どう今活用されているのか、その辺ちょっと聞きたいです。

伊藤教育次長

御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり学校教育の方でも活用できるということで、データ取りをずっとしている状況ではあるのですが、なかなかその授業に生かしているかという、今現状では生かしてないのが現状となっております。

学校教育の中で理科の授業とかで、ほかの地域との対比とかするのにぜひ活用していただきたいということは委員会の方としては考えているのですが、まだそこまで至っていないというのが現状で、データ取りはずっとしておりまして、データについては蓄積されているような状況になっています。

今後も学校の方に働きかけながら、その辺のデータ活用できないかというようなところで検討していきたいと思っております。以上です。

無量谷委員

これは学校の中で運用するのか、あるいは教育委員会というか教育行政の中でこれ運営しなきゃならんのか、その辺ちょっと今分からなかったのですが、その辺設置しても何か無意味だったのかなというか、もう1年目2年目なら分かるけども、データ収集ということは分かるけど、長年たっている中では活用がなされてないってことは評価随分落ちるんじゃないか、何ていうか、施設に対しての利用の仕方をもっと考えるべきでないのかなって感じがするんですけど、その辺は。

伊藤教育次長

こちらについて今データ取りはずっとしておりますので、データとして活用していければなどは考えているんですが、なかなかそこまでまだ至っていないということで、データ取りだけはずっとしております。あと学校の方の一般電灯の方に使われていますので、子供たちにその辺の説明をちょっとしていければいいのかなと、今委員の方から御指摘がありましたので、今後は何かそのようなことで、今太陽光で発電されているものが、子供たちの今学校生活を送っている中で活用されているんだよってというようなところの周知も今後していきたいとは考えております。大きなモニターにいつも表示はされているので子供たちは目にはしていると思うのですが、その辺の説明がちょっと今まで足りなかったかなということで、今後はその辺もちょっと普及していきたいなと思っております。以上です。

無量谷委員

やっぱり多額な金額で設置しているものですから、ある程度学校教育、あるいは今の環境整備というか地球上の温暖化に対しての勉強会にも有効な施設じゃないかなって感じがし

ているので、その辺も充実してほしいと、今後もよろしくお願いします。

齋賀委員長

ほかに。

西澤委員

最初の9ページ、10ページにかかる話なんですけれども、先ほど議会運営委員会で、実は教職員の適正配置を求める意見書ということで意見書を採択したんですけれども、この教職員の適正数がこの表ではなかなか分からないので、9ページの表ですね、これ教職員の適正数が分かるような表づくりというのは可能なのでしょうか。

伊藤次長

今西澤委員の方からありましたけれども、本町については加配、適正配置というかですね、本町については定数どおりの配置という形になっていますので、ここに出ている先生の数が加配の数が入っているののうちには多く配置していただいている、逆に多く配置していただいているというようなところにはなっているんですけれども、この加配教諭を抜いた数字ですよ、この、教職員数の校長ほか、というこのところの普通の24というのが、いわゆる適正配置というか、今の定数の数値になっていまして、ここで今うちの段階でいくと欠員とかがあっていうのはいない状況になっています。あとその午前中のお話ですと足りないところもあるということと、あとうちの場合でいくと可能性があるのは産休を取られた方の代わりがなかなか年度途中だと配置されなくて、1名欠の状態で年度途中からなってしまうというようなことは以前もありましたけれども、今後も可能性はあるのかなっていう部分はあるんですけれども、できるだけ配置してもらえようように働きかけはしていますが、なかなかその年度途中だと配置にならないというような部分がその午前中お話があったところとちょっと合致するかどうか分からないですけどそういうパターンはうちの町に限ってはあります。以上です。

西澤委員

その辺の話、教育委員会の方にも確認をして、今回出されたその意見書を持ってこられた先生ともお話をし、幌延町、本町は定数足りているし加配もしていただいているので幌延町には問題ありませんということで、ただ全国的、全道的にはそういうような状況ですというお話でしたので、今後本町もそうならないとはなかなか言えないというふうに思っています。この評価点検するに当たって教職員の数が、定数というのが幾らなのかということ、実は私はちょっと把握しなかったものですから、定数が分かるようにしていただくと、それに対して減っているのか少ないのか増えているのか潤沢にいるのかということ、目安としては判断できるかなというふうに思いましたので、定数が分かるような表記がもし可能であれば今後検討していただきたいなというふうに思います。以上です。

伊藤議長

今委員の方からありましたけれども、そのような形でちょっと表の方を見直してみたいと思います。よろしくお願いします。

齋賀委員長

ほかに発言ありませんか。

(一 同 無 言)

では、ないようですので、教育委員会所管「令和3年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検評価について」はこれで閉じたいと思います。またよろしくお願ひします。

斎賀委員長

それでは調査事項4、企画政策課所管、一つ目「幌延深地層研究計画について」であります。説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは幌延深地層研究計画について私から説明させていただきます。

今年度3回にわたり開催した幌延深地層研究の確認会議での確認結果を中心に、計画の状況について御説明いたします。

資料につきましては資料1、幌延深地層研究計画令和3年度調査研究成果及び令和4年度調査研究計画に係る調査結果について。それと資料2、確認会議で確認できた主な事項、この2種類により説明いたします。

それでは資料1を御覧ください。

今年度の確認会議につきましては、幌延町における深地層の研究に関する協定書に基づきまして、研究の履行状況を確認することを目的に、令和3年度の研究成果及び令和4年度研究計画に加え幌延国際共同プロジェクトの内容詳細について原子力機構から説明を受け、北海道、幌延町、専門有識者からの質疑、また道民から募集した質問について確認を進めております。

会議は4月26日、5月24日、7月14日に開催し、7月の第3回目の会議において確認を確認できた内容について7月28日付け確認会議座長からの文書により町へ報告を受けております。

この報告を踏まえ、町は7月29日付けの文書により、令和3年度研究成果及び令和4年度の研究計画について三者協定にのっとり研究が進められていることを確認した旨を原子力機構理事長へ通知しております。

次に確認会議で確認できた主な内容について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

初めに確認事項1、研究成果及び研究計画ですが、令和3年度の研究成果及び令和4年度の研究計画につきましては、ともに研究の積み残しや遅れなく進捗していること。研究工程につきましては、人工バリア性能確認試験は令和8年度及び9年度に解体を実施する計画であり、仮に収集する情報に不足があった場合でも、1年の期間があれば令和10年度中に保管するための研究を行えるという想定をしていることから研究に遅れが生じるものではないこと。

深度500m構造の整備スケジュールについて設計は終了しており、令和7年度末までに整備が完了する見込みであること。また工事の具体の工程については工事施工者決定後、施工計画を策定し、次年度の確認会議において公表すること。

坑道掘削工事については令和5年度に着工し、まずは350m調査公道の拡張及び深度500mへの掘削に向けた止水工事を実施した上で、令和5年度中頃から立て坑の掘削工事を

開始し、令和7年度末までに全ての施設整備工事を完了する計画であること。

民間活力を導入した長期一括契約となるPFI事業による地下研究施設の整備、維持管理、研究施設等の事業については、令和5年4月から令和11年3月までの期間で行い、事業費は毎年度公表する予定であることを確認いたしました。

次に確認事項の2、幌延国際共同プロジェクトでございますけれども、プロジェクトの目的につきましては、本プロジェクトは先進的な安全評価技術、工学技術に関わる研究開発の成果の最大化を目的に国内外の機関が協力の研究開発を行うものであり、各研究機関がこのプロジェクトを通じ知識と経験を共有することで、結果として次世代を担う国内外の技術や研究者の育成につながることを。

研究内容につきましては、本プロジェクトの内容は令和2年度以降の幌延深地層研究計画に沿った課題に関わる研究とし、国際的に関心が高い物質移行試験、処分技術の実証と体系化、実規模の人工バリアシステム解体試験、この3項目について研究を行うこと。

各項目の試験計画の立案から試験の実施、試験結果の評価までを参加機関と共同で行うこと。また地下施設における試験は、現場の安全管理などを伴うことから原則原子力機構が行うこと。

本プロジェクトの契約書に三者協定遵守に関する記載が加えられること。

次、実施期間につきましては、本プロジェクトは令和2年度以降の幌延深地層研究計画の研究期間内で実施するものであり、進捗にかかわらず本プロジェクトの実施期間は令和10年度末までであること。

参加機関につきましては、本プロジェクトの実施に当たっては原子力機構が管理機関として主体的な位置づけとなること。制度上途中から参加機関が増える場合があること。ロシア科学アカデミー原子力安全研究所は不参加となったこと。

共同プロジェクトのNUMOの参加につきましては、NUMOが本プロジェクトに参加する場合、他の研究機関とともに各試験項目の計画立案や結果の評価を行うこと。NUMOは各試験における計画立案に関する提案は行うが、最終決定は参加機関の合意のもと進めること。NUMOは幌延深地層研究センターでは、試験等に必要な現場確認やプロジェクトに関する議論、打合せを行うことはあるが、現場作業は行えないことを確認いたしました。

次に確認事項3、共同プロジェクトと三者協定の整合性でございますけれども、ここがポイントとなります。

NUMOの本プロジェクトへの参加は、三者協定第3条に定められた放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体への貸与には当たらないこと。

本プロジェクトの実施に当たり、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはないことを確認いたしました。

次に確認事項4、情報公開、情報発信、理解促進でございますけれども、各研究項目については毎年の研究成果報告書において、これら成果が逐次得られていることやスケジュールに遅れが生じていないことを広く周知すること。

研究内容に関し、道民から質問等が多く寄せられている事項については、より丁寧な説明を行う必要があること。

原子力機構ホームページについて情報が整理され、一般の方でも分かりやすい説明の工夫を行っているが、情報量が多いことから今後も情報の受け手の分かりやすさに配慮した構成とする必要があることを確認しております。

これら確認会議での確認結果を受け、町としましても幌延深地層研究計画が三者協定にのっとり進められていることを確認したこと等につきまして、9月定例議会の行政報告の場で改めて報告させていただきます。

以上、幌延深地層研究計画に係る説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの幌延深地層研究計画について皆さんから質問、意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言をよろしくお願いします。

無量谷委員

一応、500mまでスケジュール表が出てきていますけども、これが令和7年度あるいは10年度で完全に終了するってということなのですけども、ある程度そのあとの次世代の研究というものをもう少し設計できるような感じでならないものかなって感じで、以前非公開というか、原子力機構に行って議員さんと原子力機構の職員との交流会やったんですけども、そういう会議っていうかある程度コミュニケーションもまたあってもいいんじゃないのかなと思うんですけど、やはりこの幌延にとっては500m完成した段階で、はい、さらばということではなく、また国の経済産業省なり何なりのいろいろ研究機関をもっと検索しながら、ある程度延長できるような研究はないものかなという感じがするんですけども、ある程度違う研究もできるような、穴の中でできるような形でも何かないのかなという感じで探ってみる価値があるのでないのかなと。

今これで終わってしまうと何か幌延が衰退するような感じがするので、国の研究機関を継続できるような施策をコミュニケーションという形でもいいから、ある程度交流してつなげていったらどうかなという感じがするんですけど、その辺の延長する計画の中でまだこれが計画の非公開みたいな形になると思うんですけども、その辺の進め方もあってもいいんじゃないのかなという感じがするんですけど、その辺どうなのでしょう。

岩川副町長

無量谷委員のお気持ちは十分理解はできるんですけども、今回この令和2年度以降の幌延深地層研究計画を北海道も含めて認めていただく過程においては、一応研究機関は第3期及び第4期、中期計画の範囲内で研究を進めるということで、具体的には令和10年度までということを取決めされた経緯もございますので、現時点ではその中で研究を進めていく、そして、それと同時に研究終了後には埋め戻しもするというような一応そういう形になっておりますので、そのところは町の立場としてはそこを超えてというわけにはなかなかまいりません。それは、あと議員活動としてされてく分には何も私どもが言う必要もありませんけども、一応そういう形になった経緯というものがあるということだけは御承知おきをいただきたいというふうに思います。

また原子力機構等との意見交換につきましては、いろいろ調整会議や日々の仕事を通じて

意見交換をしておりますので、町民や委員始め、町民の思いというものを十分受け止めてはおりますけども、一応そういう状況であるということだけはちょっと御承知おきをいただきたいなというふうに思います。

無量谷委員

今の計画では令和10年度で穴を全て埋めてしまうというような感覚なんですけど、やはり穴は埋めても地上で研究することも可能かなという感じはするんですけども、その辺の地上あるいは幌延町で研究を継続するような形の何か持っていくべきでないのかなという感じがするんですけど、それは最初の計画に入っていないはずなので、それは新たな幌延の一応研究材料の研究機関を誘致するっていうような意味合いがあるんじゃないのかなという感じがするんですけど、その辺の検討もするべきではないのかなという感じがするんですけど。

岩川副町長

おっしゃる意味は重々分かります。分かりますけども、この今の令和2年度以降の幌延深地層研究計画は令和10年度までということなので、また別の研究をということであれば、それはまた別な枠組みの中で今後議論していかなければならないことかなというふうには考えてございます。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

高橋秀明委員

ちょっと質問なんですけども、まずその共同プロジェクトのNUMOの参加についてなんですけども、いろいろ交流センターで行われる中で反対の方が、NUMOが参加するということは最終処分地を目指しているのではないかと。何ぼ三者協定あるからいやそんなことあり得ないよと言っても彼らはずっと言う。それを避けるためにこういう書き方になっていると思うんですよね。

僕ちょっと分からなかったのは、NUMOが共同プロジェクトに参加する場合はうんぬんかんぬんという中の1番下の方に現場作業を行わないこと、これもその反対派の意見に答えるためのものかもしれないと思ったりもしますし、原子力機構の柴田所長が答弁に困らないための書き方かもしれないですけども、逆に言えばNUMOは現場作業を行うことは実際にあるのかなというのが一つの質問なんですよね。

それともう一つ、4番目の情報公開、情報発信、理解促進の中でホームページってこう書いているんですけども、これは原子力機構さんのホームページなのか幌延町のホームページなのか、この点教えていただきたいと思います。以上です。

岩川副町長

NUMOさん、今回共同プロジェクトに参画されるということで、私どもとしてはやはりNUMOというのは実施主体ではありますが、今後日本のどこかで処分事業を進めていく上でやはり技術を磨かなければならない、彼らとしてもやはり必要な情報だとか技術というのは見る必要がある。じゃあ、それを今どこでやれるかと言ったら、やっぱり幌延の研究施設でやるしかないと思っているんですよね。

ですから、ここで研究をしたから即処分場になるというような余り短絡的な考えというの

は私どもも全く持っていないくて、むしろそこは研究の場として協力していく、機構さんが研究の場を提供していくってようなことは必要なのかなと思っていますけども、ただ三者協定の中で実施主体に譲渡しない、貸与しないという項目がありますので、そこはやはり触れない形で目的を果たしていく必要があるなということで、今回確認会議の中で、譲渡は論外ですけども、貸与に該当しないのかというところを結構議論しましたし、道民の方から寄せられた意見の中にも、今回のこの共同プロジェクトっていう形は貸与になるんじゃないのかというような意見もございましたけども、やはり実際にNUMOがここで国際共同プロジェクトに参画する形態はどうなんだということを質問して確認した中では、実際に現場に入ってやるわけでもないし、研究の企画、立案などには参画しますし、報告なども受けるんですけども、そういう形で情報収集、技術習得していくことで今のところ足りるということですので、これは貸与には該当しないなということで確認をしたところでございます。

あとホームページにつきましては、これは機構さんのホームページのことで、より道民の方に分かりやすい形で示してくださいというリクエストがあったということです。

高橋秀明委員

それではですね、共同プロジェクトのNUMOの参加については今回の確認会議でNUMOさんが共同で参画したいと、そういう形で申し込んできたっていう捕らえ方でよろしいでしょうか。

岩川副町長

原子力機構さんの方から、いわゆる必須の課題の3項目の範囲内でね、研究するんだけど、国際的に同じような研究されているところで一緒にやりませんかという呼びかけがあって、それに参加を表明した一つがNUMOであったということです。

(高橋秀明委員：了解しました。)

斎賀委員長

ほかに委員、発言ありませんか。

(一同無言)

ないようですので、以上をもって「幌延深地層研究計画について」は閉じたいと思います。

続きまして、二つ目、企画政策課所管「原油価格・物価高騰緊急支援事業について」の説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

原油価格、物価高騰緊急支援事業についてでございますけれども、影響が長引いております新型コロナウイルスの感染拡大蔓延による売上げの減少、これに加えまして原油価格、物価高騰の影響を考えまして、燃料コスト高騰の影響を大きく受ける運送事業者等に対しまして、事業継続及び経営安定化を目的に、事業用車両等の保有台数に応じ支援金を給付する「原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業」また個人消費の喚起と地域経済の回復を目的に40%のプレミアムを付した「物価高騰地域内消費回復対策プレミアム商品券発行事業」の実施を予定しておりますので、その内容について御説明いたします。

詳細説明につきましてはお配りした資料をもとに企画政策グループ所管伊山から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

伊山企画政策グループ主幹

それではお手元にお配りしております資料1枚目、こちらに沿いまして「原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業」について御説明申し上げます。

冒頭で角山課長の方からも御説明ございましたが、この度コロナ禍の長期化に加え、またウクライナ情勢、また円安の影響で燃料油価格の上昇が続いている中で、燃料コストの価格転嫁が難しい困難な町内運送事業者等に対しまして、事業の継続又は経営安定化を図ることを目的とした支援において、支援金の方を支給するという事業になっております。

支援の内容についてはこれから制度の内容を含め御説明申し上げます。

まず給付対象者につきましては商工会員、若しくは会員の予定者、また中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、町内に事業を有する法人又は個人事業者となります。

また必要な許可を有して、今後も事業を継続する意思のある運送事業者、産業廃棄物収集事業者、建設業者ということになります。

事業の対象については先ほど申し上げたとおり運送業と産業廃棄物収集業、また建設業となっております。

また事業用の車両を保有していて、その事業で使用する車両、重機を対象としていますので、リース車両については対象とはしないということになっております。

まず運送事業につきましては貨物自動車運送事業で青ナンバーを取得している大型、中型、小型車両、又は軽貨物、加えて旅客自動車運送業、タクシーということとしておりまして、支給金額については右の別表1に記載しております。

上から申し上げますけども大型車両については1台4万円、中型車両については2万5千円、小型車両については1万5千円、次に旅客自動車運送業については2万5千円、貨物自動車の軽貨物については1万5千円で、産業廃棄物収集及び建設業については一律で1万5千円ということになっております。

次に産業廃棄物及び建設業につきましては車両系で3トン以上、搬送車若しくはユニック等、機械系でいきますとナンバーを所有しているホイロローダーとかナンバーを付けることができないバックホーとかブルドーザーなどを想定しております。

申請方法については申請書に車両の一覧、各事業に要する許可証の写し、あとは給付対象車となります車両の車検証、またその所有が確認できる書類の写し、給付対象車両と照合できる写真を付していただいで提出となります。

また令和4年10月1日以降も所有する車で、今年度の4月から9月までのうち、稼働が確認できる運転記録簿については特に運送事業になりますが、そういったものを添えて提出いただくということになります。

本事業に掛かります予算規模につきましては総額で233万5千円の計上となっております。

内訳としまして貨物旅客自動車運送事業者の対象が一応8件で137万5千円、産業廃棄物処理建設業については10件で96万円となっております。

以上が「原油価格高騰対策運送事業者緊急支援事業」の説明ということになります。

続きまして2枚目をお開きいただければと思います。

こちらについては、2枚目の資料に沿って御説明申し上げますが、こちらについても長期化するコロナ禍、また原油価格高騰に伴い、燃料ですとか食料等、物価高騰が高い水準で推移をしている現状にあり、多くの事業者が打撃を受け、また町民の生活にも影響が出始めているところ です。

この状況が続くことによりまして家計の圧迫、また消費の落ち込みを招いて、コロナ禍から現在脱却途上にある景気が、また更に悪化の一途をたどることが見込まれることから、個人消費を下支えすることにより、落ち込む消費行動の喚起を促し、地域経済の好循環の回復と活性化を目的とした商品券の発行事業を行いたいということになります。

また加盟店さんに対しましても商品券の利用、また売上げ向上の効果に資する取組を助長することを目的として、対策を取られる事業者に対して給付金を支給し、商品券の消費をですね一極集中という形にならず、なるべく広く使っていただけるような形を作っていきたいということで、本事業の効果の拡大にもつなげていきたいということで想定はしております。

次、下段の方に商品券の内容イメージを記載しております。商品券の発行総額については3,010万円です。1冊5千円で、4,300セットを販売する予定になっております。

購入の限度額について町民世帯当たりは8冊、町外世帯で2冊ということにしています。プレミアム率については40%ということで、内訳といたしまして加盟共通券が20%、飲食店専用券20%となっております。

周知の方法については告知端末、新聞折り込み、町内回覧、加盟店へのポスターの掲示等々を進めながら周知の徹底を図っていききたいというふうに考えています。

販売方法につきましては、購入者の密を避けるためこれまでも実施してきました先行販売と、広く換気のとれる可能な広い会場を確保することで実施してまいります。

このほか申請書を兼ねたチラシを用意して当日の受付時間の短縮などを図りながら、こちらも含め対策ということで講じてまいります。

販売日につきましては令和4年11月中旬頃を想定しております。

商品券の有効期間については発売日から令和5年3月31日を予定しております。年末年始にかけて、いろいろとその物が動く時期でもありますので、そういったところで消費の喚起を促したいという狙いもございます。

本事業に係る予算規模につきましては金額が1,280万円の計上となっております。

内訳といたしましてはプレミアム分で860万円、印刷費用で70万円、加盟店への利用促進に対する給付、こちらが350万円となります。以上が商品券発行事業の説明となります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました原油価格高騰緊急支援事業について、委員の皆さんから質問、意見等を伺いたいと思います。

最初に1枚目の方で「原油価格高騰対策運送業者等緊急支援事業」この1枚目について委員の皆さん何か意見がありましたら指名を受けてから発言してください。

西澤委員

1枚目の運送事業者に対するものですが、これは要綱か何かを作って運用していくということでしょうか。

伊山企画政策グループ主幹

そのとおりですね。要綱を作りまして、そちらを運用しながら申請をしていただくということになります。

西澤委員

1点、これですね、事業、全て給付対象者と対象事業で申請に必要な書類ということで出ているんですけども、何ていうのでしょうか、対象車両が二つの事業に重複して事業を行っているところもあるので、もちろんそれは主たるものにするのか何とかというふうにするんでしょうけど、そこは要綱にちゃんとうたっておかないと後々もめることになるので、そういうこともあるので重複した場合はうんぬんかんぬんという要綱も一目付けておいた方がいいかなというふうに思います。以上です。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

無量谷委員

支給額についてなんですけど、この支給額、大型車で4万円ということなんですけど、これ月額なのか、あるいは1回限りなのか、車1台に対して1回なのか、その辺の表示ちょっと分からないんですけど教えていただきたい。

伊山企画政策グループ主幹

お答えいたします。所有する車両1台に対しての金額ということになります。

無量谷委員

1台、1回限り。

伊山企画政策グループ主幹

はい。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

対象事業の中に含まれているんですけど、自動車を所有し町内の事業所等で使用している車両、重機、ここでリースは含まないってあるんですけど、何でこれ含まないのですか。リース機械だって自分の機械だって重機関係にしてみれば、同じ燃料をたいて同じだけ燃料消費しているのにリースを外すということは。

今自分で所有しているよりはリースを借りて現場で稼働している機械の方が多分多いと思うんですよ。なぜこれリースを外したかちょっと説明していただけますか。

伊山企画政策グループ主幹

お答えいたします。

リースの方も最初検討させていただいたのですが、公共工事等々を受注されている事業者であれば、その中に機械の使用、何を使うだとかということは含まれてると思うんですよ。それで今回はあくまでも事業者さんが所有している車両に特化した形で補助したいという

ことで整理をさせていただいたということがございます。

高橋秀之委員

公共工事でも、中で重機を使うのにリースは駄目だよっていうやり方はしてないですよ。性能はこうだよって言うのは言われているんですけど。だから自社であろうがリースであろうがその性能にマッチすれば、それは自由に使えるんですよ。だから所有してなくてもリースで借りてれば同じだけの経費、同じだけの油たいているんだったら、みないとこれ不公平じゃないかなと思うんですけど、その辺さっき認めないって言ったけど、それはちょっとおかしいんじゃないかなと思うのだけど。

角山企画政策課長

委員御指摘の点も確かにこの制度を作る上で検討材料としてはおりましたけれども、今回の制度を予算規模等々含めまして、今回は自己所有の車両に限定しての原油高騰対策というような仕切りにさせていただいております。

また所有者に対する支援ということになると、リース事業であれば所有してない方への支援という形になるので、ちょっとそういった部分も今回は考慮した上で、所有者に限定した制度というような形にさせていただいております。またこの辺は道も同じような、ちょっと車種は全然違うんですけども制度がありまして、その辺もちょっとなぞったような形で整理させていただいておりますことを御理解いただければと思います。

高橋秀之委員

いや、言っているのは分かるんだけど、俺はおかしいと思う、リースを含まないっていうのは大体。さっきから言うけど機械の性能が同じだったらたいていいる燃料も同じだけたいていいる、運転手もそこに乗っている。リースだから、そしたら運転手も燃料も向こう持ちかといったら違う、業者持ちだから。掛かっているものは同じで認めないっていう、せっかくこういうものを作っているのにそれを認めないっていうのはおかしい制度っていうか、それを作る方がそういうふうにしたから、そういうふうになっただけで、作る方がリースを認めますよって、ちゃんと書類を届けたら認めますよってなれば認められるものでしょ。

それともう一つなんだけど、令和4年4月から9月までに稼働している6か月間で、稼働を一日でもしていればこれ該当するのですか。

角山企画政策課長

制度の細かい部分につきましては、確かに稼働という部分で使われてないものの定義になってくるかと思うんですけども、その1日っていうのはすいません、ちょっと制度運用までに整理させてください。

高橋秀之委員

これ要するに4月から9月で、6か月間の稼働の間っていうんですけど、そうしたら最低で稼働ってどのぐらいやっていたらこの申請できるのですか。要するに10日間とか6か月だから3か月稼働しないと駄目だとかいろいろあると思うんですけど。

角山企画政策課長

繰り返しになってしまうんですけども、その辺の細かい設定は他の事業、自治体の支援の状況なんかを見ながら決めさせていただきたいと思うのですが、実際その稼働している定義

ってというのは、ちょっと今細かく整理できていない状況なのですが、運用までにはきちっと整理してお伝えしたいと思います。

高橋秀之委員

もう一つなんですけど、これ令和4年4月から9月までの稼働ある実績の車両を要するに支援の対象とするなんですけど、申請期間は令和4年の10月1日から5年度の1月31日までですよ。これだけの申請期間を設けるのであれば、令和4年9月から令和4年12月までにしても問題がないんじゃないかなと思うんですけど、なぜこの使用期間を6か月、4月から9月ってうたったのですか。12月も全然構わない。建設機械なんかで言うところの言い方したらあれだかもしれないけど、1番動く時期って6月から12月なんですよね。それでさっきの日にちというか6か月で稼働率どのくらいあればいいんですかって聞いたのは、4月からだったら稼働率がないですよ、3か月とかがってうたわれたら多分。ところがこれを4月から12月までに延ばしていただければ、稼働率っていうのはある程度5か月とか4か月はカバーできる可能性が出てくる。

だからこの申請期間は、要するに4月9日までだったら10月1か月あれば申請できると思うんですよ。これを1月31日まで持ってくってことは、ケツの9月じゃなくてこれを12月まで延ばしてもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうかね。

伊山企画政策グループ主幹

御指摘いただいたとおりですね、そこら辺につきましてこれから制度の方積み上げていきますので、その辺も十分反映させながら利用しやすい要綱に変えていきたいと思っておりますので御理解いただければと思います。

高橋秀之委員

この申請に必要な書類って1から6まであるんですけど、何か最初これでない、いろんな申請の書類なんかでも、前はまだそんなに量がなかったはずなんですけど、だんだん、だんだんやってくうちに、この申請の書類がだんだん、だんだん増えてきている気がするんですよ。面倒くさくなっている。

うちらで作っても商工会に持って行って見てもらったらこれ付けないとダメだ、こうやって作らなきゃダメだって、一つ出すのに時間がすごいかかるようになってきたような気がするんですけど、もうちょっと何ていうか簡素化できないのでしょうかね。

伊山企画政策グループ主幹

御指摘することなんですけども、一応補助金を出す上ではある程度一定のルールというのは必要だと思っておりますので、確かにいろいろ用意しなければならない書類だとかあるかと思っておりますけど、そこは何とか用意していただいて補助金を頂くということを念頭に置いていただきながら、もちろん支援もしたいというこちらの思いもありますので御理解をいただいた上で御準備いただければなど、そこはもう御理解いただくしかないなというふうに考えております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

確認をさせていただきます。

今高橋委員が言った、この稼働、先ほどちょっと否定されていましたが、稼働が確認できればリース車両も給付対象車両に、今自分何かできるんじゃないかなともちょっと思っているのですが。稼働というのは事業者が稼働させているわけで、それが確認できる書類があるというふうになれば、それはリースでも所有者でも別に変わらないんじゃないかなというふうに思うので、その辺をちょっと再度確認させて。それも検討するというのは検討でもいいんですけど、その辺ちょっともう1回ちょっと確認させてください。

角山企画政策課長

今回の制度運用に関しましては繰り返しになってしまいますけれども、所有者車両に対しての支援ということで、予算も絡む部分で数字の積み上げをしているので、今回に限ってそういう回答させていただきます。

佐藤委員

今、西澤委員からもあったように、このリース対象者って今どのぐらいの数を把握しているのですか。もし適用なるのであれば。

角山企画政策課長

リース車両については正確な台数は把握しておりません。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

もう一度、今の委員の意見を、頂いた意見をちょっと、もう一度ちょっと検討してみたいという発言だったんですけど、最終的に決まったらもう1度委員会に諮る機会はありますか。リースでも、それから稼働時間でも。

角山企画政策課長

今回の提案の部分で予算の方を提案させていただきますので、運用部分については、運用の中身、細かい詰めですので、稼働の考え方についてはちょっと商工会さんとも詰めさせていただきながら決めればと思っておりますが、ちょっとその具体的な決まった部分、どういう線引きにするかという部分をどういった形で御報告すればよろしいでしょうか。

斎賀委員長

委員の皆さんどうですか。予算は認めてもらって中身について今いただいた意見で、もう一度商工会さんとも検討しないと、はっきり最後まで決まらないんですけども、その後でも、どういうふうに決まったか委員の皆さんは把握した方がよろしいですか。

無量谷委員

やっぱり報告と、あるいは今言われたリースの燃料代等を加味すると予算が膨れると思うんですよ。ですからある程度、第1段階の予算で一応通してもらって、最終的には、若干これだけ増えますっていうような答弁になるかなって僕なりに思ったんですけども、ある程度議論して、たたき台はこれ早めの方が俺は効果的でないかなという感じはしているんですけど、やはり遅くなれば、やっぱり事業者もゆるくないっていう部分も出てくるので、できれば早く整理していきたいなという感じですね。以上です。

角山企画政策課長

担当課の考えとしては、そのリース車両は今回の制度に限っては含めず、所有者に対する支援という形で提案させていただきたいと思っています。

またその稼働の確認方法については、確認した時点でといいますか、議会の予算提案の前にこういった形で進めたいという話をさせていただく形でよろしいでしょうか。

斎賀委員長

定例会のときに休憩とってですね。

角山企画政策課長

はい、時間いただいて。

斎賀委員長

そういう形で委員の方は確認するという事でよろしいですか。いいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、そういうふうにして最終確認をしたいと思いますのでよろしくお願いします。これは閉じたいと思います。

では続いて、2枚目「物価高騰地域内消費回復対策プレミアム商品券発行事業について」委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

高橋秀之委員

ちょっとお伺いしたいんですけど、プレミアム商品券の20%はいいんですけど、ちょっと今までずっと引っ掛かっていたのは、飲食店の20%付けて販売しているって。前もそうだったんですけど、なかなかこれ付けてからプレミアム商品券の完売の時期がだんだん、だんだん遅れてきているんですよ。付けたら駄目だとは言わないんですけど、やっぱり買った人に聞いても、やっぱりお年寄りの人方はこれがあるために、要するに買わないとか言っている人もいます。またこういうコロナの中で飲食店に行きたくないという話をしている人も結構いるんですよ。それだったら、さっきも議員の中でちょっと出ただけで、その20%分を飲食店のためにやるのだったら、飲食店に直接支援した方がいいんじゃないのって。プレミアムはプレミアムとして。何かこれが付き始めてから本当に完売時期が遅れてきて、そのために商工会の職員の仕事もずっと長引くっていうようになっているような気がするんですよ。その辺どうにかならないのかなと思って。

角山企画政策課長

御指摘の点でございますけれども、制度の立付けといたしましては、やはりその飲食店さんの売上げの落ち込みが大きいという部分から始めた制度でございますが、委員御指摘のとおり完売する期間が長くなっている、また飲食券があるために買わないという声もあるというようなこともございますが、一方で券の換金率は上がっているという状況にありまして、また更にその飲食店さんへ券の使う率も徐々に上がっていている状況でございますので、飲食店を応援するというその部分については、確かに券が出ない、時間がかかるという部分もあるのですが、目的としては一定程度達成できているのではないかなという担当の思いと、あとこのプレミアム商品券も数回続けている中で、町外の人でも買えるという部分を少し付与してまいります。これは一番目的としては外貨を取っていく形にしようという思いがありまして、観光客の方であったり近隣の住民の方、こちらをターゲットにしている部分もあり

ますので、確かにそこで町外、町内と分けている部分で出が遅かったりという部分は確かにあるかとは思いますが、確かに事務を取扱う側としては券が早く売れるという部分はあるのですが、一方で制度の目的としてはそういった部分もあるので、ある程度の期間をかけて売る、そして高い回収率を目指すというのが目的の一つでもあるってことを御理解いただければなど。

あと高齢者の方に関しましてはわずかな工夫ではあるのですがけれども先行して並ばずに、混雑せずに買えるというようなアナウンスもしながらなんですけれども、この事業も数回繰返しながらコロナの影響を何とか緩和しようという形でやっていますが、どういう形がいいのかというのは今後も継続するに当たっては検討が必要な材料であるというふうには十分認識しているので、その辺も商工会さんとすり合わせしながら次回以降続けていければというふうを考えております。以上です。

高橋秀之委員

今回のこのプレミアム発行する予定のやつは有効期間は5か月で、前のやつは3か月だったと思うんですけど、この有効期限が延びた理由って何ですか。

角山企画政策課長

今回のプレミアム第2弾につきましては、物価高騰の要素が、これの支援という部分があるので、期間を長く設定しています。特に消費の動きとしては年末年始がメインにはなるものの、2月というのは飲食店さんも苦しい時期でもあるので、そういった部分も見据えて、ちょっと長めに期間を取らせていただいています。年度内で完了するようなイメージで期間の方を設定させていただきました。前は年末に向かって消費を上げていこうという部分、今回は年末年始と年度明けもカバーできるような形で考えて設定しました。以上です。

西澤委員

今、高橋委員から出ましたけども、決して商品券が要らないとかそういう話は全然なくて、商工会としても要望しているのです。ただ先ほどありましたコロナ、3年ぐらいたちますけども、いろいろこういうふうにプレミアムでやっていただいて、飲食店の支援をしていただいているのですが、なかなかその客足が戻ってこないというようなところで、商品券があっても以前のようなやっばり売上げには到底及ばないということで、本当に廃業を考えられている事業者さんがここにいる、町としてもいろいろ、そのこども議会でもいろいろ町の娯楽性みたいなところで何かこうしてほしいあれも欲しいといいますけども、やっばり飲食店がこの町から消えるっていうのは本当に大変なことなので何とかそこをしたいという思いで、直接何か飲食店事業者に何か、プレミアムではない何か直接支援ができれば、何かそういう方法がないかなという思いで先ほど質問と意見を言ったんだというふうに思っています。品を変えてと言ったら変ですけども本当に今回物価高騰緊急支援ということで、こうやって付けていただいているし、高齢者にしても実はこの飲食店部分の20%がなくてもプレミアム率は20%付いているので、お得はお得なのでその辺をもうちょっと理解をしていただく広報も踏まえながら、商工会としてもこのプレミアム商品券発行事業については頑張っていきたいなというふうには思っていますので、今後とも支援の方よろしく願いいたします。

無量谷委員

高橋委員さんの言われたようにね、やっぱり初めてプレミアム商品券買って実際に利用してみたんですけども、なかなか、プレミアムのこの飲食関係に使う機会がない。そしてたまに今日の新聞だったかな、折り込みは9月11日開催するっていうような形なんですけども、この幌延町において店の数が少ない、品数が少ないから選択ができないんですよ。もう少し弁当とか何とかっていうのはその場限りの1回限りだけど、ある程度食材とか何とかっていうのはまとめ買いができるんですけどもそういう面ではちょっと品数1店舗に1品しかないような感じがするんですけども、その辺はある程度考慮すべきでないかなと。今後ある程度せつかく飲食店のある中でにおいて1品でと言わず何種類か選択できるような形の利用のできる仕方を工夫してほしいなと私は感じたんですけども、その辺なればこの飲食店の券の回収率100%に向かっていけるのかなと感じがするんですけど、今の調子でいくと何か使い切れないなという部分があるので、せつかく活用しようかなと思って買ったんですけど、なかなか使いづらいなという僕なりの意見なんですけども、その辺何とか、店の数が少ないので、もう少し品数を多くしていただければなと感じていて、コロナの前だったら夜の飲食も可能だったんですけど、最近はコロナのせいでなかなか難しいなという形なので、結局はテイクアウトという目的になっちゃうのかなって感じなので、もう少し品数が多ければなと思います。

角山企画政策課長

御質問の答えとなるかちょっとあれですけど、やはりその飲食店応援っていう部分の目的も消費者側としても頭の片隅に入れていただきたいという部分とコロナの感染が長引いたことによって、やはりその今までと飲食店さんの商売、業態が少し変わってきてしまっているという部分、そんな中でやはりテイクアウト、お店に来ない中での売上げをどう伸ばしていくかっていうのは、やはり今まで長年続けてきた業務の形態から変えていかなきゃいけないという部分では、結構飲食店さんも御苦労されているんじゃないかなというふうに担当課としては思っています。

やはり一遍に大きく都会のようにできればいいんですけども、使う側も提供する側もやはりなじんでいく期間というのは必要で、そんな中で各店さんも努力の中でテイクアウトメニューを出したり、商工会さんが音頭をとって今回のようなイベントを作っているというような経過段階であるということも御理解いただければと思います。以上です。

斎賀委員長

ほかにありませんか。ではないようですので二つ目の「原油価格物価高騰緊急支援事業について」はこれで閉じたいと思います。ここで、2時40分まで休憩をとります。

(14時30分 休 憩)

(14時40分 開 会)

斎賀委員長

では休憩を解いて会議を再開します。

ちょっと確認なんですけどね、先ほどの「原油物価高騰緊急支援事業について」原油価格の方については定例会の12日前までに、今いただいた意見等を踏まえた中で検討された結果をペーパー、紙等を書いて議会の事務局に提出してもらって議会の事務局から委員に示し

てもらおうというふうに執りたいんですけどよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、それでちょっとお願いします。

それでは、企画政策課3番目「企業立地促進奨励金制度の新設について」であります。

これについて説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

「企業立地促進奨励金制度」につきまして御説明いたします。

この度、幌延町への新規企業立地の推進を図ることを目的に、幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する措置法による課税免除に該当しない業種を令和4年度以降新たに営もうとするものに対しまして、取得価格500万円を超える事業用資産の新設等に係る固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する支援制度を新設しようとするものです。

詳細説明につきましてはお配りした資料をもとに、地域振興係長、梶から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

梶地域振興係長

それでは私から、制度の概要もうちょっと細かい部分について御説明申し上げます。

A4横の1枚物の資料を御覧ください。上から順に説明してまいります。

まず今回は「幌延町立地促進奨励金交付要綱」というようなもので要綱を整備しようと考えておりまして、お配りした資料にはその趣旨や対象者、金額等をまとめています。

1番上の趣旨ですけれども、冒頭の説明にもありまして、幌延町内への企業立地に伴う事業所等の新設を奨励するため、奨励金を交付することで本町産業の振興を図ることとしています。

2番目の定義ですが、制度を運用する上で何点か用語を定義付けしております。上から順にまず事業所等についてですが、ちょっと回りくどい説明にはなるんですけれども、昨年、令和3年4月の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法というものを受けて、幌延町におきましても昨年9月に「幌延町過疎地域持続的発展市町村計画」いわゆる過疎計画を議決いただいたところです。

過疎計画では特に振興すべき業種として、国の指針に基づきまして製造業、旅館業、情報サービス等業、農林水産物販売等業の4種を指定しておりますが、こちらの4業種が設備投資を行う場合については昨年12月に議決いただきました「幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」というものにより課税免除を受けられることとなっており、重複を避けるため今回新設する奨励金制度はそちらの条例で課税免除を受けられない業種において事業の用に供する施設のことを事業所等という単語として定義しています。

2番目の新設についてですが、令和4年4月1日以降に町内に事業所等を有しない者が町内に新たに事業所等を設置することを新設と呼びます。というふうに規定しています。

3番目、事業所等設置者ですけれども、事業所等新設し、かつ幌延町の個人町民税又は法人町民税の納税義務者となる要件を具備するものとしています。また事業開始とは事業所等を開設し事業の用に供することとしています。

最後の事業用固定資産についてですが、対象となる資産は何かということを書いておまして、これまで定義で申し上げてきました事業所等の新設に係る家屋及び当該家屋の敷地である土地としています。土地につきましては取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があった場合に限ることとしています。

次に3番目の奨励金の交付対象者については、先ほど定義で申し上げた事業所等設置者が交付の対象となりますけれども、対象外となる場合としましては、先ほど申し上げました町の条例により固定資産税が免除となる場合や、その他の制度によって固定資産税の減免措置を受ける場合ですね。あと他に政治宗教団体ですとか暴力団員、あとは公租公課の滞納がある場合などは対象外というふうに規定しています。

4番目、奨励金についてですが、交付要件としては事業用固定資産の取得価額の総額が税抜で500万円を超える場合であって、本町の振興に資すると町長が認めるとしておまして、条例により固定資産税を受けられる場合の投資額の総額と同額としています。

交付額については事業用固定資産の固定資産税額の範囲内で町長が定める額としておまして、上限は100万円、交付期間については当該事業用固定資産への課税開始の初年度から3か年度としています。

このほかですね、要綱をこれからまたまとめていきますけれども、交付申請手続ですとかその他、細かい部分を盛り込んでまいりたいと考えております。

最後に5番目の施行期日についてですけれども、本制度については公布の日から施行する予定でありまして、いろいろ過疎法との関連もございますので、過疎法の失効日が令和13年3月31日までとなっておりますので、同日付けで失効するというような立付けを想定しております。

以上、「企業立地促進奨励金制度の新設について」の説明といたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの「企業立地促進奨励金制度の新設」これについて委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言をしてください。

西澤委員

今、説明を受けました、これで課税免除に該当しない業種及びその町長が認める場合に、これでほかの業種というか、全部の業種を網羅できるっていうことになるかとは思いますが、町長がずっと企業立地に関しての条例とか特に制定はしないと。ただし、うちの町にはこういう各種施策があるので、それぞれ、きちんと対応できるようにはなっているという答弁をずっとされているので、ただホームページ、今日来るに当たって昨日見たわけじゃないのでそれちょっと前になるんですけど、ホームページを見ても、なかなかその新規とか企業立地を探している企業さんが幌延町のホームページに来たときに、どういうものがあるのかっていうところが、まとまっているところがないので、少なくともそれを見やすくとか分かりやすいことぐらいはしてあげた方が更にもっといいのかなと思うのでその辺をちょっと要望したいのですがどうでしょうか。

野々村町長

以前から条例という形では制定しないけど、それぞれ単費ごとには網羅できていると私が答弁したことの一つの誤りとして、もう1か所出てきたのですけど、業種の指定が運送業とかサービス業とかそういう形のものが抜けている。それは過疎法に計画申請が上がってなきゃそこは認めてもらえないというところで、今回こういう形をさせていただいたので私の大きな勘違いの中の一つではあったということで、今回こういう形で要綱の中で全体的に網羅できるという形にやっと今度そろったということなのですけども、実際、条例としてそういう形をとる気はないですけど、私たちの幌延のホームページの中では、こういう施策がありますというまとめをもう少し分かりやすいように、いろんな施策の中でたくさんあるんだけど、ほぼほぼ探すのに、この生活の部分にしても、子育てにしてもいいこといっぱいあるのに拾ってても拾い切れないというのが私自身でもホームページでもそうなんで、そこら辺はコストがかかるんだそうですけど、うち安いホームページの題材で使って拡張してるものですから、大変そうですけど何かこう品変え手変えてでもまとめて見られるような形を探っていきたいと思います。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

高橋秀明委員

1番下の方の要綱の5番の施行期日ですね、公布の日から施行するという文言あるんですけども、これはあれですかねこの新設、2番の新設の4月1日以降っていう意味で私は理解するんですけども、それでいいかどうかということですね。

それとですね、この交付額が上限100万円、3年間有効みたいな感じなのですけども、取得総額が500万を超えた場合は上限100万ということで、最大、事業者として収入というか補助金の対象になるっていうのが最大300万円っていう考えでよろしいでしょうか。逆に言えば先ほど固定資産税の課税免除に関する条例、令和3年条例第12号、上の方なんですけども、この中に含まれている他に、今までなかったのかなっていうこの固定資産税免除ですね。

その辺、三つの問いなのですけども、お答えよろしくお願ひいたします。

角山企画政策課長

まずですね、施行の解釈でございますけれども、委員お考えのとおりで、この要綱自体はできた時点で、公布した時点から活用されるんですけども、その中身としては令和4年4月1日以降に該当する者に対しては拾っていきますよっていう中身でございます。

次が固定資産税でございますけれども、これも委員、御発言のとおり、最大ですけども300万円、3年間ですので、上限という形になっていますので、これを超えるか100万円の固定資産税が1年だった場合は3年間、これはお支払いいただいたものに対してになりますけども、補助するというような形でございます。

あと最後、固定資産税に対する支援、補助というのは、施策としては先ほど申し上げた過疎法に付いてきているもので、この持続的発展の前も過疎法というのがありまして、一つの施策として業種は限られるのですけども課税免除っていうのはございまして、これはずっと

過疎法を運用する中でやっていた、ただ、業種が限られていたという部分でございます。以上です。

高橋秀明委員

今の時期にこの奨励金を500万を超えるもの、上限100万円、これ作った意味というのは何か別にあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

角山企画政策課長

企業支援という部分でいくと、これまで商工業向けの、どちらかというとも既存の立地業者さん向けの設備投資、ハード、ソフトという面をそろえて行っておりました。その中でやはり企業誘致、新しく来る人たちのための支援というのも必要だよねという声もありましたので、経営力向上ですとかそういったソフト面の部分で新規の方も使えるというような資産に対する補助金というのを整備しておりましたが、あと、これらの支援のたまの中で何が必要かという部分で、この税相当の支援というのが足りていなかった部分があるので今回挙げさせていただいたものです。また過疎法についても持続的発展っていう名称も変わって令和4年度から施行されている部分もあるので、もう一度立ち返ってここの部分拾えないものに対しての町独自の支援制度を作っていこうというようなことで考えております。それで補足になりますけど、支援自体の予算措置は令和5年度なので、今年中に整備されたものが来年度固定資産税賦課されますので、それが確定した時点、また基準としては全てを支払いした後でというような形になりますけども、令和5年度の予算で対応していくような形で施策の隙間を補完しようという考えで、今回、提案させていただいています。以上です。

高橋秀明委員

すいません。それでは繰り返しになるかもしれないですけども、令和5年度の予算計上後に固定資産税の免除ということになるから、固定資産税自体はね5年度に入って6月か7月ぐらいに固定資産の請求が役場から来たりすると思うんですけども、そういう考えでよろしいんですかね。

角山企画政策課長

委員御指摘のとおりで、令和5年度の税金は6月に発布されて、それが期ごとでいくと11月が6期になろうかと思うのですが、それが終わった時点で申請要件が満たされるというようなイメージでよろしいかと思います。以上です。

斎賀委員長

ありがとうございます。ほかに。

西澤委員

ちょっと関連するので、この交付をする予算の科目というか、1款1項1目の感じでいくと、どこの部分に当たるのですか。

角山企画政策課長

地域振興の部類になるかと思います。自治振興費ですかね、補助金っていう整理かなと。

斎賀委員長

ほかに。

無量谷委員

企業立地ということで、これはあくまで税金の額という感じですが、幌延町に企業の立地する土地がないのではないかという感じがするんですけども、企業を誘致するための土地提供とかそういう情報というのは、企業向けに発信しているのか、していないのか、多分してなかったのではないかなって感じがするんですけど、そうしないと1番先に企業は自分たちの事務所を建てられない、土地がなかったらできませんというような形で違う町村に行ってしまうというような状況もあるんですけども、土地の確保っていうのはどう捕らえているのかなと感じます。

角山企画政策課長

委員御指摘のとおり、企画政策課としてその事業用地を提供している現状にはございません。

ですから現状といたしましては、企業誘致支援というのを私らの課で担当しているので、相談、問い合わせをいただいた中で町有地、民有地っていうのは御紹介というか、斡旋するような形が今執られていますけども、実際まとまった区画というものは今ないので確かにそうすると町有地をどうという話にまたなってくると思うのですが、そういった区画も制度ももちろんそうなんですけど場所というのは課題かなと担当課としては思っています。

無量谷委員

企業については、企業側からすると土地がこれだけ必要なのだけど、まとまってあるか、ないかが1番先になってインターネットなり何なりで調べて入ってくるのではないのかなという感じがするんだけど、こちらからこう企業これだけの土地ありますよと言えるような企業団地もあるべきでないのかなと、今後必要でないのかなって感じはするんですけども、その辺考えて、長い目でいかないと、この企業誘致には成功しないのかなという感じはするんですけど、よろしくお願いします。

斎賀委員長

ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

それでは「企業立地促進奨励金制度の新設について」をこれで閉じたいと思います。

調査事項4、企画政策課所管は全て終了、閉じたいと思います。

ここで休憩をもらいます。

(15時01分 休憩)

(15時12分 開 会)

斎賀委員長

それでは休憩を解いて会議を再開します。

3 その他ありますか。

(「ありません」の声あり)

ではその他ないようですので、以上をもちまして第4回まちづくり常任会を閉じたいと思います。

皆さん御苦労さまでした。

(15時12分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主任 横山 薫